

平成21年第4回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成21年11月30日(月曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	市立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
税 務 課 長	篠 田 恵 司	総合政策部長	金 子 彰
経営管理課長	白 井 栄 次	総務部次長	古 屋 勝 美

市民福祉部
高齢障害課
教育委員
事務局長
会計管理者
秋芳
支所
監査委員
事務局長
農林課長
農業委員
事務局長

岡村 惠 右
國 舂 八千雄
久 保 毅
杉 本 伊佐雄
西 山 宏 史
川 島 茂
古 屋 安 生

教 育 長 永 富 康 文
消 防 長 坂 田 文 和
美 東 總 合 長 坂 本 文 男
支 所 代表監査委員 三 好 輝 廣
建設 経 済 部 長 齊 藤 寛
次 上下水道課長 中 村 弥寿男

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 平成21年度美祢市一般会計補正予算(第6号)

日程第 4 議案第 2号 平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正
予算(第3号)

日程第 5 議案第 3号 平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第
4号)

日程第 6 議案第 4号 平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第 7 議案第 5号 平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)

日程第 8 議案第 6号 平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第 9 議案第 7号 平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)

日程第10 議案第 8号 平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算(第1号)

日程第11 議案第 9号 平成21年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第10号 平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算(第
3号)

日程第13 議案第11号 平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第
1号)

- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 第 1 次美祢市総合計画基本構想について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 字の区域変更について
- 日程第 2 2 議員提出議案第 2 号 美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより平成21年第4回美祢市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部より議案第1号から議案第19号までの19件と、事務局からは会議予定表並びに一般質問順序表でございます。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表、議員提出議案第2号の3件でございます。

御報告終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において南口彰夫議員、安富法明議員を指名いたします。

この際、市長より御報告がございます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） おはようございます。議長のお許しを得まして、報告をさせていただきます。

山口秋芳プラザホテルー酸化炭素中毒事故についてであります。

本年6月2日の事故発生によりまして、本市としまして、事故に遭われた大阪府高槻市立松原小学校72名の皆さまに対しまして、何らかの対応やお手伝いがないものかと、高槻市の教育委員会及び松原小学校と協議を続けてまいったところでございます。その結果、松原小学校におかれましては、「美祢市民の皆さまの御好意をお受けするとすれば、修学旅行にかわる学校行事として、来月ですが、12月7日に大阪府にございますユニバーサルスタジオジャパンへの校外遠足ということをご予定しておることから、これにかかります費用の一部を負担をしていただけないのか」という御相談をお受けしたところでございます。つきましては、先般、美祢市女性の会、4団体の皆さまより、「松原小学校の児童のために

役立てていただきたい」という御意向によりまして、御寄附をちょうだいしたところでございますが、この御浄財を使わせていただきたく、代表の方へ御相談を申し上げたところ、「児童の皆さんがこの校外遠足を大変楽しみにされており、心のいやしの一助になるのであれば、非常にうれしいことである」という御快諾を頂戴したところでございます。このことから、松原小学校の御要望に沿う形で、御浄財については使わせていただきたいと考えておりますので、御報告をいたします。

御寄附をいただきました、美祢市女性の会の皆さまには、この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げたいと思います。また、松原小学校の児童の皆さんには、大変楽しく、思い出に残る1日を過ごしていただければ、本当に幸いと思っています。

以上で御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

お諮りいたします。日程の順序を変更し、日程第14を先議したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第14を先議することに決定いたしました。

日程第14、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第4回美祢市議会定例会に提出をいたしました議案第12号について御説明を申し上げます。

議案第12号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。これは人事院勧告に基づく国の給与改定に準じ、関係条例の一部を改正するものであります。

本年5月に、人事院において6月期、期末手当及び勤勉手当の減額支給について特例措置を講ずる特別勧告がなされたところでありますが、例年同様実施された職種別民間給与実態調査を踏まえ、8月に改めて給料月額及び、期末手当及び勤勉手当の支給月数等の引き下げを行う旨の勧告がなされたところであります。

その主な内容は、給料月額については、平均0.2%の引き下げを本年4月分給与より減額調整を行うとともに、6月期の期末手当及び勤勉手当を0.2月分減額することに加え、12月期において、期末手当については0.1月分、また勤勉手当については0.05カ月分を合わせて0.15月分の支給を減額し、支給を行うものであります。また、市長等の期末手当につきましても、一般職の職員同様0.1月分、また勤勉手当については0.025月分、合わせて0.125月分の支給を減額し、支給するものであります。さらに、時間外労働の割増賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日より施行されることに伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る支給割合を引き上げるとともに、当該引き上げ分の支給にかえて代替休を指定することができる制度を新設するものであります。

以上、提出いたしました議案第12号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第14、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 職員、公務員の給与なり、手当の引き下げ、こうしたことについては、非常に慎重でなければならないと思っています。とりわけ、日本共産党は、公務員、特に教師は聖職者である。その、尊い職務に当たり、その身分、賃金は十分に保障されなければならない。また、公務員、地方自治体の職員は住民への奉仕者として日夜を分かたず、いかにして市民の命や暮らしを守るかという職務に専念をしています。しかしながら、今回の人事院勧告に基づき条例の一部の改定

をもって職員の給与、賃金が、若干ながらも引き下げられるといった点で、日本共産党に寄せられている声を若干、市長、執行部への御質問にかえたいと思います。

第1点は、こうした公務員の給与の引き下げが民間の方々の、とりわけ中小で働く労働者の人たちの賃金の引き下げに安易に利用されるのではないかと、こうした声もありますが、過去、給与の引き上げと同時に引き下げは事例としてあったと思いますが、過去にそうした事実があるのか、なかったのか。そういった認識をまず第1点目にお尋ねをしたいと思います。

2点目は、これは非常に私が見ても、聞いてもですね、ある面、うがった点があるのではないかと、これまで合併後ですね、合併後、職員内の地位や、まして給与の格差、これが著しく激しくなった。とりわけ、秋芳町と比較しながら、美東町の職員の給与が非常に安いと、こういった意見が寄せられています。しかし、美祢市の条例では、当然、給与規定が定められていますから、単純に一つの地域の出身職員が給料が安いということは考えられません。ただし、もしあるとすれば、昇任。こうしたですね、ポジションですね。職務上のポジションの昇任において、女性であるがゆえに著しく格差が生じているのかどうなのか。合併後、約2年をたっていますが、こうした中で、経過として、そういう事実やそうした声が執行部のほうに寄せられている事実があるのか、ないのか。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の公務員の、ここで言えば、美祢市の職員の給料、賃金ですが、この引き下げが、この地域の中小零細企業にお勤めの方の給与等の引き下げにダイレクトにつながっておるのではないかと、こういうことが過去あったかどうかというふうなお尋ねだったというふうに思います。

これはですね、公務員の給料そのものは、この人事院勧告に基づいて、今は行っております。この方法は、結局は日本全体の景気、経済の動向によって著しく左右されるという側面がありますので、瞬間的にですね、例えば、この美祢市の職員の給料が下がるということが、この地域ですね、そういうふうな民間企業お勤めの方の給料下がったことにつながったというふうに見えることがあるかもしれませんが、これは現実的に日本国全体の景気動向によって全体の給料ベースが下が

っておるということに基づいて公務員の給料下がっておるわけですから、どちらが先かと、コロンブスの卵みたいなものですが、市の給料が下がったから、直接的にですね、この地域の働いておられる方の給与に非常に悪い影響があったということはちょっと考えにくいかなというのが1点目でございます。

それと、2点目の今の美東地区のですね、地域のですね、職員の給料が非常に他の地域の職員に比べて低すぎるんじゃないかということがおっしゃいました。それも今フォローという形で、ないはずだがというふうな御質問だったと思います。ないです。全く今は同様にですね、どこの出身の職員であれ、合併をした一市の、一つの市の職員ですから、その差別というのは全く設けておりません。ただしですね、職階によって、同等の年齢であっても給与に対して若干の差が生じることはいたし方ない。これはその方の職務状況によって、これから職階もつけていっております。それに基づいて差がつくのは、もういたし方ないということですね。これは民間と同様にですね、やはり、働く者に職階をつけて責任を負ってもらうということが市長として必要と思っておりますので、その辺はやっていきたいということです。ただ、合併した瞬間ですね、非常に美東地域、秋芳地域の職員の年齢構成が高かったものですから、非常に旧自治体において、この職階がですね、なかなか上に上がられてなかったという部分があります。それを瞬間的に一つの市として、職員として抱いておりますので、その影響は若干今残っておるということは、否めないというふうには認識をしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 市長の御答弁でもう少しお尋ねをしたいんですが、当然働くということにおいては、能力に応じた働き、働きに応じて受け取る。これが世の中の鉄則だと思います。それは民間であろうが、公務員の世界であろうが、当然、能力、条件は1人1人違います。その能力や条件、働きに応じて、それぞれの正しい職場や職務が与えられ、そのことにおいて、当然、等級、条例に基づいた等級に応じて賃金が支給されると。その支給される賃金は、当然、公平でかつ公正な趣旨のもとに実施されていると、こう解釈をしてよろしいわけですね。

そこで、先ほど市長が述べられた人事院勧告に基づく点ですが、本来、働く者には労働組合法という法律に基づいて団結権並びにストライキ権が与えられています。

しかし、この人事院勧告という名のもとに、団結権やストライキ権が相当厳しく制限をされています。しかしながら、この美祢市にも自治労に加盟している職員組合があります。当然、こうした職員の賃金労働条件等については、職員組合との協議の上、合意の上に実施されていると思いますが、最後にその点が間違いがないかどうかをお尋ねをしたいと思います。しかしながら、私が知っているのは、最初に述べたように、市の職員、公務員は住民への奉仕者として日夜分かつず職務に専念をするということで、ある一定の賃金や労働条件、身分が保障され、安定されなければならないという主張に基づいて、しかしながら、この日本の経済や美祢市の税収、財政状況において、働く職員の代表の方々と十分職員組合との席上で協議の上で、このたびの議案が提案されているということを最後にお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の御質問でございますが、そのとおりでございます。十二分に協議をして組合も納得をしていただいたというふうに理解をしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。河本議員。

10番（河本芳久君） 教師は聖職者だという発言がございましたが、これには私は異議を申すわけでございます。信頼、尊敬されるべき職種にあるのはどの公務員も同じですが、特に教師においては、その尊敬、信頼がなかったら、教育という分野は成り立たないわけです。そういう意味では、非常に私は尊敬、信頼する、その職種を全うする教職という位置づけで考えておりますが、聖職論にはやや疑問を呈したい。これはいいです。回答は要りません。

今、職員の期末手当の0.125カ月分の減額に対する説明がありましたが、南口議員と同じように、大変、公務員に厳しい、そういう処置はという思いはありますけれども、これは人事院勧告という制度そのものの立場からすれば、当然、尊重されるべき措置だと思います。

そこで、私のお尋ねしたいことは、この0.15カ月分の減額に伴って市の職員がどれだけの、総額で、どのぐらいのいわゆる期末手当に減額を生じるのか。総額でいいですが、お知らせ願いたい。それだけの額が、今度は市民サービスに、今度は還元されるものと思っておるわけですから。そういう意味で市民にもそういった情報は提供されるべきじゃなからうかと思う。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の御質問は人事院勧告に伴う給与の減額の影響額ということで御質問だったと思いますが、1年間ということによろしゅうございますか。6月の期末勤勉手当も減額しておりますので、合わせて。それと給料月額0.2%減額というのもあります。合わせて年間約9,700万減額。これは職員1人当たり14万4,000円、約14万4,000円ということでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に総務企業委員会の開催をお願いいたします。それではよろしくお願い申し上げます。

午前10時25分休憩

.....

午前11時15分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第14、議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件に関し、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、執行部より、平成21年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されることに伴い、本市職員の給与についても、これに準じて改定することとし、関連する三つの条例について所要の改正を行うものです。

主なものは、一般職の給料月額を平均0.2%、期末勤勉手当を0.35カ月引き下げ、年間4.5カ月から4.15カ月に、市長と特別職の期末勤勉手当を0.3カ月引き下げ、年間4.45カ月から4.15カ月にするというもの。また、月60時間を超える時間外勤務を行った場合、その超える時間に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げるとともに、引き上げ分の支給にかえて代休を取得できる制度を新設するものです。実施時期は、給料、期末勤勉手当に関しては平成21年12月1日、時間外勤務手当に関しては平成22年4月1日としております。

なお、勤勉手当の引き下げについては、5月の人事院の特別勧告に基づき、6月の期末勤勉手当を一般職では0.2カ月、特別職では0.175カ月減額して支給しており、12月に支給する期末勤勉手当を一般職では0.15カ月、特別職では0.125カ月減額して支給することとしております。また、給料の改定に伴い、本年4月から改定日の前日までと改定日以後の給与の格差を12月期の期末手当で減額調整することとしております。今回の改正に伴い、職員1人当たりの給与は年間約14万4,000円の減額となり、全体では約9,700万円の人件費の削減となりますとの説明がありました。

主な質疑について御説明いたします。

委員より、一般企業の給料が上がった場合には、公務員の給料が後から上がっているのか、これまでの人事院勧告の経緯についての質疑がありました。

執行部より、地方公務員の給料は、国家公務員と民間企業の給料を勘案して定められます。民間企業の給料が上がれば、公務員の給料が上がり、民間給料が下がれば、それに従い公務員の給料も下がります。民間給料の調査をして人事院勧告がなされますので、民間企業の給料におくれて動いていくこととなります。8月に人事院勧告がなされて、今回の12月で条例改正をして職員等の給料を下げるわけですが、その場合も4月にさかのぼって下げるということとなりますので、その調整を12月の期末勤勉手当で行うこととなります。との答弁がありました。

次に、主な意見について御説明いたします。

委員より、働く人たちの給料の落ち込みは家計の消費を停滞させ、地域経済はますます停滞することとなります。民間で働く人たちは苦しいからとの理由で、公務員も同じにするべきだという単純な議論は危険であると言われております。このよう

な理由により、この議案には反対しますとの意見がありました。

慎重審査、採決の結果、挙手多数により、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務企業委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

これより議案第12号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほど三好議員が総務企業委員会で、この議案に対して反対の意見を述べました。私も同じく、三好睦子議員と同じ立場で反対の意見を述べさせていただきます。

三好議員が取り上げた問題の一つとして、地域の経済が疲弊、後退をするんではないか。これは先ほどの市長に対する質問にもありましたが、これが直接的に大きな影響がどうあられるかということ判断するのは非常に難しい点があると思います。しかしながら、今の日本の経済、それから税金、これは国にかかわらず、美祢市においてもそうですが、非常に、税金が伸びることはおろか、現状維持でさえ難しいのではないかと思います。市民の税金が入ってくるのが大きく後退をすると、いろんな観光事業も含めてですね、職員の方々が非常に努力をされているんですが、税金の落ち込みはやむを得ないくらい大きな面があると思います。しかしながら、だからといって、じゃあ、公務員の給料の引き下げがストレートに、それでやむを得ないという判断になるかといえば、これはまた別の問題だと思ってる。思います。それはなぜかといえば、やっぱり、先の見通し、ある程度の見通しの議論の中で、美祢市の財政や美祢市の経済の中で、公務員の賃金や職員の給料がですね、地域の消費、消費との兼ね合いで、どの程度の役割を果たしているのか。先ほどの総務企業の委員会の中で、総務部の次長の報告ではですね、本会議場か。約1億近いものが減ると。じゃあ、その1億近いものが減ったものがどう今までですね、市民生活と合わせてですね、美祢市の消費の中につながっていたのか。こうした点での議論がもう少しいるのではないかと。そういった点からするならば、今回の人勤による給与改定による引き下げということについては、若干安易な給与改定につながって

るとというのが問題点の一つです。ですから、これが、公務員が市役所が給料を引き下げたから、だからということで、市の関連のするですね、団体や及び事業所で、今後どういう悪影響が出てくるのかということが非常に心配され、懸念されるところがあると思いますのが、第1点です。

それから、第2点目に、最も重要なのは人勤の制度上の問題なんです。このことについては国会でも大きな議論なり、ある程度の評価の見直し等、意見が幅広く出てきてくるのではないかと思います。既に40年間以上、働く公務員の方々のいろんな権利をしばってですね、民間との、高度経済成長の民間の急成長の中で、給与の改定もありますが、人勤がとっているのは、ただ単に給与改定だけではなく、これで働く人たちの公務員の方ですね、いろんな権利をしばっているといった点では、人勤の果たしている役割がただ単に給与改定だけでなくですね、逆に言えば、例えば、美祢市の職員は美祢市民の住民への奉仕者なんです。先ほども申したように、その職務は逆に言えば、住民の代表として、また市民への奉仕者として、二重にも三重にも保護されなければならない。職務上ですね、職務上、保護されなければならない立場にあると思います。そういう人たちの賃金がですね、生活に係わる賃金が、ただ単に一方的に国の制度、そうした処置で決められると、これがですね、もう少し実際に職員の方々、一人ひとりの方々の意見が十分執行部との関係で、協議の場に反映をされてですね、議論の上で一つの位置点、到達点を見出していくということが美祢市の職員、職務上の非常に大事な点ではないかと思います。ここは若干、説明する側も非常に勉強不足がありますが、美祢市の職員は美祢市の市民の奉仕者、市民にサービスを提供すると、行政サービスを提供すると、その先頭に立って、働かれていますね。そういう人たちの給与やその条件が、国の矛盾のある制度で一方的に決められるということがですね、地方自治法上、本当に法律的に矛盾がないのかといった点では、これは学説でも、ずっと何十年間という論争の中で二分されています。また公務員の労働組合、国家公務員であろうが、地方公務員であろうが、労働組合の中では、とりわけ、この人勤のあり方については激しい論議が繰り広げられてきています。とりわけ、政権も変わったことを通じてですね、人勤のあり方そのものが問われてくる中に、美祢市として、じゃあ、どうするのかと言えば、もっと、職員組合のみならず、管理職であろうがですね、やっぱり、職員給与のあり方そのものを議論して、よりよい制度なり、方向を見出しながら、給

料を上げたり、下げたりということもあるだろうと思います。そういった点で、今回はとりわけ説明、議案の提案で、しょっぱなから人事院勧告に基づくといった、このたった一語によってですね、国の給与改定に準ずるという形で、皆さんの美祢市の職員、病院で働く患者さんを市民のですね、患者さんの先頭に立って働く職員の給与がですね、そういう形で安易に決められるということについては、日本共産党としては、適切ではないということをもって、反対という意思表示とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） はい、岡山議員。

2番（岡山 隆君） 済みません。それでは、私のほうから、今、共産党南口氏のほうが反対意見言われましたので、私は今回の人事院勧告を受けての美祢市の職員の減額に関しては、私は賛成いたします。

というのは、今、実際、非常に株価もですね、9,000円、1万、当初1万円近くあったのが、今現在はもう9,000円を切ろうか、そういう状況であります。それで、特に美祢市にあってもですね、大手はまあまあそこそこ、それでも下がっております。ましてや、中小に言わせれば、ボーナスも出ない。そういう厳しい経営状況になっているというのを私は本当に聞くわけであります。もう人事院勧告制度。もう企業にあってはそういう制度もくそも何もない。中小であれば、社長の考え方一つで全て決められていっている。そういう経緯があるわけでございます。そういうことで、私は、美祢市は田舎であって、しっかりとそういう面では自分とこの畑やって、作りこんで、そういう自給自足がほかに比べれば、ある程度はそういう対応ができ、家賃も自分の家があれば、本当に安い。また住宅も安くてですね、非常に東京等比べれば、給料が10万、大きくてもですね、10万少なくとも、何とか生活が美祢市ではやっていける。そういう環境にあるということであります。いずれにしてもですね、私は、今回の議案のですね、12号の美祢市一般職の職員の給与に関する条例一部改正、一部引き下げがあるんですけども、これについては、私はこの期末手当にしても0.1、そういう非常に12月期における期末手当も0.1カ月分。勤勉手当についても0.05カ月分。合わせて0.15月分ということで、これが大きく非常に民間ほどは下がっていない。そういう面においてはですね、民間に合わせて、いろんな調査されて下げていることと思います。そうい

うことで、これ以上ね、やっぱし、地方公務員の下げて、逆にデフレ状態を要因、起因させていくような状況であっては非常に困るわけでありましてけれども、そこそこのところで押しとどまっているかなと、そのように判断するわけでありまして。そういうことで、ラスパイラス指数、美祢市九十七、八とか、非常に全国平均低いんですけれども、そういった中でも、ちょっと下げているわけでありましてけれども、民間とか、本当に対比すれば、そういったところはやむを得ん判断かなと。そういうことで、今回は、この議案に対しては公明党としては賛成と御意見をさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第1号から日程第13議案第11号までと、日程第15、議案第13号から日程第21議案第19号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、平成21年第4回美祢市議会定例会に提出をいたしました議案19件のうち、先に議案第12号を除く議案18件について、御説明申し上げます。

議案第1号は、平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

このたびの補正は、人件費を初め、当面必要とする経費及び事業実施に伴う精算等について補正するものであります。

まず、歳出であります。人件費につきましては、人事院勧告に基づく国家公務

員の給与改定に準じた職員の給与改定、人事異動等に伴う人件費の費目間の調整、災害復旧事業等に係わる職員の時間外勤務手当の追加及び議会の議員の報酬の特例に関する条例が制定されたことによる議員報酬削減等、合わせて1,528万6,000円を減額補正するものであります。

次に、人件費を除いた各費目の主な補正について御説明いたします。

まず、総務費では、総務管理費において、緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム」を本庁に整備する経費として180万円を、労働基準法改正に対応するための人事給与電算システム変更委託料248万7,000円を、情報の一元化、共有化を図る観点からのケーブルテレビの加入促進を推進するケーブルテレビ加入負担金補助金1,537万2,000円を、将来の財政の健全な運営に資するために減債基金及び「ゆたかなまちづくり基金」への積立金として4億6,002万円をそれぞれ追加計上し、選挙費では、本年8月に執行の衆議院議員選挙費117万4,000円を減額補正するものであります。

次に、民生費では、社会福祉総務費において、新年度から美祢市社会福祉協議会の新しい事務所として利用予定の旧山口県土地改良事業団体連合会美祢出張所の施設のバリアフリー化等の改修工事費として998万円を追加計上するとともに、給与改定等に伴う社会福祉協議会運営費補助金155万6,000円を減額補正するものであります。また、障害者福祉において、前年度の精算の結果、超過交付となった障害者自立支援給付事業等の国・県負担金の返還金として1,027万2,000円、事業費の増加等による障害者自立支援給付費1,853万5,000円を、福祉医療助成事業費では受給者数の増減見込みにより535万8,000円を、国民年金費では社会保険事務所における年金データ突合のための電算システム変更委託料31万5,000円を、老人福祉センター費では老人福祉センターの雨漏り補修工事費として131万4,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

児童福祉総務費では、経済危機対策の一環として創設されました子育て応援特別手当につきまして、平成21年10月15日付で厚生労働大臣から執行停止の決定についての通知があり、その決定を受け、本市においても手当の執行を停止せざるを得ない状況となったもので、既に執行済みの経費を除いた2,418万7,000円を減額するものであり、生活保護費では、経済雇用情勢の低迷などの景況による生活保護受給者の増加及び母子加算の復活等により、扶助費を1,824万

6,000円追加計上するものであります。以上が民生費の主なもので、差し引き3,521万1,000円の追加となるものであります。

次に、衛生費では、予防費において、日本脳炎ワクチン接種者の増加及び委託単価の増額により173万9,000円を、新型インフルエンザ対策費として、新型インフルエンザワクチン優先接種者のうち、市民税非課税所帯者及び生活保護所帯者を対象としたワクチン接種費用の助成として1,270万5,000円を、病院費では本年度国の地方財政対策において、国立病院に対する財政措置の充実がなされたことに伴い、病院事業会計繰出金1億1,710万円を追加計上するなど、合わせて1億3,262万9,000円を追加計上するものであります。

次に、農林費では、農地費において、鍛冶屋地区ほ場整備換地精算金107万3,000円を、林業振興費では本年度の国の経済危機対策として創設された森林整備地域活動支援交付金450万円を追加計上するなど、合わせて717万5,000円を追加計上するものであります。

次に、土木費では、土木総務費において、国の補正予算を活用した地震防災マップ作成経費600万円を追加計上し、地籍調査費では、入札減等により965万8,000円を減額するなど、差し引き490万5,000円を減額補正するものであります。

次に、教育費では、小中学校費の学校施設整備費で、本年度の国の経済危機対策として補正をされた、「安全安心な学校づくり交付金」を活用した、耐震補強工事等を実施する経費として9億5,914万6,000円を、図書館費では書籍の充実として受けた寄附金をもとに図書館の購入費50万円を追加計上するなど、合わせて9億6,201万1,000円を追加計上するものであります。

以上が歳出につきましての主な補正内容であります。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、市債、寄附金の特定財源として11億8,410万4,000円を充当し、市税の減収はあるものの、繰越金の追加計上による6億5,587万5,000円のうち4億1,123万6,000円を一般財源として充当した結果、財政調整基金などの基金繰入金を2億4,463万9,000円減額補正するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額15億9,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億5,

898万3,000円とするものであります。

議案第2号は、平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、まず総務管理費において、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として1,050万8,000円を減額補正をし、諸支出金で前年度の精算の結果、超過交付となった特定健康診査国・県負担金の償還金176万2,000円を追加計上するとともに、今後の医療費の増嵩に備え、予備費に7,716万3,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金1,050万8,000円を減額し、繰越金7,892万5,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額6,841万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,599万8,000円とするものであります。

議案第3号は、平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、817万円を減額補正するとともに、財源調整として予備費を同額の817万円追加計上するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,103万9,000円とするものであります。

議案第4号は、平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定等として、16万4,000円を減額補正し、歳入につきましては、観光会計繰入金を同額の16万4,000円減額するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から、今回の歳入歳出補正額16万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,801万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、一般管理費において、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、66万4,000円を減額補正し、施設管理費では施設の維持管理経費として226万6,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金160万2,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,081万1,000円とするものであります。

議案第6号は、平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う調整として、一般管理費で76万7,000円を減額し、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で639万6,000円を追加計上しております。

また、介護認定審査会費では、介護認定調査員の充実に伴う経費として74万円を、介護予防事業費では国のモデル事業である介護予防実態調査分析支援事業に取り組むことによる必要経費212万7,000円を、基金積立金では介護給付費の財政安定化と財政の均衡を保つため、介護給付費準備基金への積立金5,000万円を、前年度の精算の結果、超過交付となった介護給付費等の国・県負担金の償還金2,767万4,000円を、予備費に1,623万8,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、特定財源としての国庫補助金212万7,000円を充当するとともに、一般会計からの繰入金636万9,000円、繰越金9,391万2,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額1億240万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,151万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、総務管理費において、人事院勧告に基づく給与改

定及び人事異動等に伴う調整として242万円を減額補正し、施設管理費では設備の修繕料として230万5,000円を追加計上するものであります。

一方、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を11万5,000円減額するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から、今回の歳入歳出補正額11万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,013万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成20年度の後期高齢者医療保険料の精算金として後期高齢者医療広域連合への納付金44万5,000円を、後期高齢者医療保険料の過誤納付金97万2,000円などで、合わせて150万9,000円を追加計上し、歳入につきましては、繰越金を同額の150万9,000円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,836万1,000円とするものであります。

議案第9号は、平成21年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。

このたびの補正は、人事異動及び人事院勧告等実施に伴う人件費の調整が主なものであります。

まず、収益的収支につきましては、収入として、上水道事業収益では山口市大雨災害復旧応援活動経費の補てんとして営業外収益を28万3,000円増額し、収入総額を3億6,416万5,000円とするものであります。

一方、支出では人件費の調整として、上水道事業費の配水及び給水費を515万8,000円増額し、総係費を10万円減額し、簡易水道事業費では営業費用を98万5,000円増額し、支出総額を3億6,798万7,000円とするものであります。

この結果、収益的収支は、予定損益計算書に示してありますように、当年度純損失565万円となる見込みであります。

議案第10号は、平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、本年度上半期の実績に基づく収支の見直しを行うとともに、収入においては、一般会計からの繰入金について国が示す繰り入れ基準が改正されたことに伴う補正を、さらに支出においては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整を行うものであります。

まず、収益的収支におきまして、収入として、美祢市立病院事業収益を753万1,000円、美祢市立美東病院収益を3,509万9,000円それぞれ減額して、収入総額を42億1,103万3,000円とし、支出では、美祢市立病院費用を1,050万9,000円、美祢市立美東病院費用を1,613万円、介護老人保健施設事業費用を346万3,000円、訪問看護事業費用を6万8,000円それぞれ減額し、支出総額を42億733万2,000円とするものであります。その結果、税抜きの当年度純利益は244万4,000円となる見込みであります。また、資本的収支におきましては、支出として、美祢市立病院資本的支出において、企業債償還金27万4,000円を増額して支出総額を11億8,642万3,000円とするものであります。この結果、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額は8,943万7,000円となり、これについては当年度消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第11号は、平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの補正は、人事異動及び人事院勧告等実施に伴う人件費の調整によるものであります。

まず、収益的収支につきましては、収入として、営業外収益を9,000円減額し、収入総額を4億9,547万6,000円とするものであります。

一方、支出として、営業費用を1万9,000円減額し、支出総額を4億6,945万6,000円とするものであります。この結果、収益的収支は予定損益計算書に示してありますように、当年度純利益2,779万7,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支につきましては、収入として、他会計補助金を123万8,000円減額し、収入総額を5億1,211万4,000円とするものであります。

一方、支出として、建設改良費を123万8,000円減額し、支出総額を6億9,765万8,000円とするものであります。この結果、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額1億8,554万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額564万6,000円及び損益勘定留保資金1億7,989万8,000円で補てんするものであります。

議案第13号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

これは、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成21年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、退職手当支給後に在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができる等の改正が国家公務員退職手当法でなされたことに基づき、これらに準じて定める美祢市職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

本条例中、入湯税については、現在、宿泊客、日帰り客を問わず1人1日150円としておりますが、近年の「立ち寄りの湯ブーム」の中で、近隣市においては、日帰り入浴客の入湯税の一部減額がなされているところであります。交流拠点都市・観光立市を目指す本市においても交流人口増に向けた取り組みとして、日帰り入浴客の入湯税を1人1日150円から1人1日50円へと一部減額措置を講ずることとするものであります。また、これと併せ、現行の修学旅行に参加される方々の入湯に係る課税免除規定について、修学旅行における入湯のみならず、学校教育上の見地から実施をされる行事に参加をする方々の入湯に関しても、課税免除とすべく、条文の整備を行うものであります。

議案第15号は、美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

美祢市老人福祉センターは、老人福祉法第15条第5項に規定する老人福祉センターとして、昭和49年6月に美祢市大嶺町東分に設置し、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するという目的に沿って施設を運営しており、年間約6,000人の利用客があるところであります。しかしながら、施設の老朽化等により、国が定める施設の設置基準を満たさなくなった

ことから、今年度末をもって美祢市老人福祉センターを廃止したいので、同施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

なお、美祢市老人福祉センターにおいて実施をしております高齢者福祉に関する事業については、今後、委託事業として実施をする予定としております。

議案第16号は、美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が、平成21年4月1日に施行されたこと及び雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、退職手当支給後に在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができる等の改正が国家公務員退職手当法でなされたこと及び雇用保険法に定められる受給資格要件のうち、一般被保険者の勤続期間が6カ月から12カ月に改正されたことに基づき、これらに準じて定める美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例について、一般職との均衡を図るため、それぞれ所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、第一次美祢市総合計画基本構想についてであります。

この基本構想は、新しい美祢市の総合的な方向性を示すものであり、平成22年度から平成31年度までの10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、まちづくりの基本理念、将来像、基本目標、目標人口及び土地利用構想を示し、それを実現するための施策の大綱・方針を明らかにするものであります。

昨年度以降、美祢市総合計画審議会及び合併時に旧市町区域ごとに設置をされた地域審議会で検討・審議をいただいた結果、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念、「市民が夢・希望・誇りを持って暮らす交流拠点都市美祢市」とその実現のための5つの基本目標を定め、諸施策を推進するものとする答申をいただいたところであります。この答申を尊重し、第一次美祢市総合計画基本構想を策定するに当たり、地方自治法第2条第4項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第18号は、桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてであります。

現在、桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者として、地元の栢木地区住民により

組織する桂木山麓緑地自然公園村組合を指定しておりますが、平成22年3月31日をもって指定期間が満了となります。当施設は過疎化や高齢化が進む同地区の活性化を図るため、平成3年に地元土地所有者の協力を得て、山村振興特別対策事業により旧秋芳町が設置をしたものであります。また、栢木地区は自然公園村施設の隣接地で有志によるソーメン流しを行うなど、地域が一体となって活性化に向けた活動が展開をされているところです。つきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間、桂木山麓緑地自然公園村組合を公募によらない指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、字の区域変更についてであります。

大嶺町祖母ヶ河内地区における農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進）事業の実施に伴い、新しい区画の道路・水路を字界とするため、旧字の区域の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出をいたしました議案18件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時13時まで休憩をいたします。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。質疑はありませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 一般会計の11款災害復旧費、1の52です。農林災害復旧費なんですが、これはですね、人件費についてだけなんですが、実はですね、7月21日に大雨の災害が実はありまして、適当な議案がありませんので、ここでですね、質問させていただきたいんですが。

実は、県のもので、小規模治山事業でですね、これに対する復旧作業がかなりあ

るように、30件ぐらいというふうに聞いておるんですが、大きいのから小さいのまでいろいろあるかというふうに思うんですが。現状ではですね、これに対する対応が迅速にできないというか、ことして1件ぐらいというふうにお聞きをしてるわけですが、内容によってはですね、例えば、住宅の裏がですね、崩れかけているというふうなのも実は中にあるようです。県の事業っていいですか、県の予算がつかなければ、市が幾ら予算化を図ろうとしても難しいというのもあるかというふうに思うんですが、この場合、今、お聞きをしたいのは、この治山に関することだけなんです、管内でですね、市内で何件くらいあって、今年度でどれくらいできるのか。できない部分についてはですね、どういうふうな今後対応されるのかですね、市としてのお考えをお聞きをしたい。かなりですね、該当される方の中には、危険におびえるといいますか、市の対応に不満を持っておられるような方もあるかというふうに思っております。

質疑とすればですね、人件費の中でお聞きするのはですね、ちょっと筋が違うとは思いますが、できれば御回答をお願いをしたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 齊藤建設経済部次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 安富議員さんの御質問にお答えいたします。

小規模治山事業でございますが、ちょっと手元に数字がありませんが、9月補正で崩れたところが確か30件程度あったと思います。それで、10件ほど県のほうにお願いして予算化させていただきました。ところが、県のほうから、1件分にしか予算がつかないという報告がありましたので、来年度に、今7件ほど計上を今考えておるんですけど、これからもですね、確かに裏山が崩壊して危険な目におられる方がありますが、そういうふうに県のほうからの予算が非常に少ないということもあってですね、来年度は県のほうに要望を上げたいというふうに思っているところでございます。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） お聞きをされたとおりなんですが、県下でですね、大きな災害が多数出てるわけですから、当然ですね、予算の中で、優先順位をつけられての対応がされておるんだろうというふうに思いますし、また市とすればですね、県の予算がつかなければ、どうにもならんというふうな状況にはあるんだろうというふうなのはよくわかるんです。わかるんですが、じゃあですね、残り1件しか、こ

とし対応できないと。じゃあ、残りをですね、どういうふうに判断をされておる。あの程度のひどいところから、危険度の高いところからってということもあろうかともいうふうに思うわけですが、じゃあ、後はですね、次年度以降の対応でいいのかどうかってということなんですよね。担当課長もえらがるどころだろうとはよくわかります。わかりますけどもですね、そこいらの判断をじゃあ住民の方にですね、どういうふうに説明をして、じゃあ、いつになったら、できるのかってというふうなこと。それまでは安全が保てるんかっていうことを非常に心配もしますし、我々としてもですね、お聞きをしたら、答えようがないわけですよ。今、課長に聞いたとおりを仮に今話して、話しているとするわけですが、じゃあ、どねすりゃええんかと、こういうような話です。この辺のことをですね、やはり、それこそ市民の生命なり財産なり守っていく立場からするとですね、今の回答だけ、答弁だけではですね、やはり済まされないもの感じます。

再度ですね、残りのものについては、ある程度、次年度以降になっても安全であるという判断をされてるのかどうか。あるいは応急措置をですね、ある程度は別の形ででもとるようなこと考えておられるのかですね。再度お聞きをいたします。

議長（秋山哲朗君） 齊藤次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 再質問でございますが、裏山に関しましては、地元の方から被害に遭ったということがございましたので、調査に行きまして、市が8割負担ということで泥を除けさせていただきました。場合によっては、今、安富議員さんがおっしゃいますように、二次災害の恐れがあるという場合には、土のうをついてですね、それに対応しているところであります。ですから、一時的には、一応裏山が安定的になるようなどこまで泥除けはさせていただきますして、その後、変化がある場合にはですね、また協議して、実際現地を見てですね、対応しなければならないと思いますが、一時的には、一応、当面の安全は確保できたところまでは泥除けをさせていただいたというふうに思っています。その後、変化があれば、また対応をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 少し質疑として外れた質問をしまして申しわけなかったと思うんですが、非常に大切なことだろうというふうに思いますし、災害の発生時点からですね、時間がたつに従って、いろいろな問題点も出てこようかとも思います

し、やはり、今、課長の言われたようなことをですね、やはり、定期的に確認をするなり、市民の方のそういうふうな意見をよくお聞きになられてですね、今後とも十分な注意を払っていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。終わります。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑は。三好議員。

6番（三好睦子君） お尋ねいたします。数点お尋ねいたします。

まず、第1に、1の35のインフルエンザのことですが、予算が1,270万5,000円ですが、これは全額補助の額なのでしょうか。それと、妊婦と1歳から中学生、基礎疾患を有する者、高齢者、1歳未満の保護者に1人半額の補助をしたとすれば、助成額は幾らになるかとお尋ねします。

それと、ページ49の学校の耐震化の費用ですが、7億8,500万ありますが、これは相見積もりで出た数字なのか、それとも市がこれでやってくださいという数字なのか。当然、これは入札と思いますけど、中学校が4校と聞きましたが、4業者がやられるのか。 あ、違いました。違う、ええ。

お尋ねいたします。

議長（秋山哲朗君） 古屋市民福祉部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、1の35の新型インフルエンザ対策事業1,270万5,000円の件でございますが、これは対象としてですね、生活保護の世帯の方、それから市民税の非課税の世帯の方ですね。その方についての優先接種順位者を対象にしております。それで1,270万5,000円ということで、1回で済む妊婦さん、それから成人男性、これが3,600円ですか。それから小児、小さい子供さんですが、これは2回接種ということになっておりますので、6,150円ということになります。これは全額を公費のほうで負担することになっております。

それから、2点目の単独で補助をしてはどうかというふうなお話だったと思うんですが、このたびですね、岡山議員さんと、それから河本議員さんから、同じような質問が出ておりますので、その時点にですね、詳しく答弁させていただきたいと思っております。それでよろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 国舛教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは、三好議員さんの御質問にお答え

をいたします。

まず、ここに上がっておりますが、中学校費がですね、設計、施設の整備工事が7億3,520万ということで上がっておるわけですが、これは一応ですね、見積もりをとっております。しかし、これはですね、今から、これはあくまで予算要求のための見積もりでございまして、これで今、実施設計を今から作ります。実際に幾らかかるかと設計書を作ります。そして、その設計書をもとにですね、業者の入札を行います。そういうことで業者が決定をするということになりますので、よろしくお願いをします。

議長（秋山哲朗君） 三好議員、いいですか。はい、三好議員。

6番（三好睦子君） 7億といえば、かなり巨額なので、やはり、1社というよりか、何社になるか、聞きたいです。

議長（秋山哲朗君） 國舛局長。

教育委員会事務局長（國舛八千雄君） 業者はですね、それぞれ4つ今建物がありますし、業者は、今から一つずつの入札をやりますので、一業者が一つの工事をやるということになります。以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第2号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第

1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号平成21年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号平成21年度美祢市水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。質疑はありませんか。有道議員。

3番(有道典広君) この事業で給料がいろいろ減っているにもかかわらず、上水道事業費の配水及び給水費を515万8,000円増額と書いてありますけど、この表を見させていただきますと、事業と言うよりは、ほとんど営業費用の給料に手当がほとんどになっております。給料が各部署とも減っておるのに、この辺、何か

あるんだろうと思いますけど、その辺の説明ちょっとしていただけますか。

議長（秋山哲朗君） 中村上下水道課長。

上下水道課長（中村弥寿男君） 有道議員の御質問にお答えをいたします。

人件費におきまして、ほかの費目については減額であるが、上水道事業費の営業費用において増額になっておると、その理由でございますが。

4月の人事異動で、この配水及び給水費で人件費を措置しておりました職員2名が人事異動で交代をいたしました。上水道会計から他課のほうへ転出をした職員2名と新たに配置をされました2名の職員。年齢構成がちょっと高うございまして、その分増額になってるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号平成21年度美祢市病院事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。山本議員。

15番（山本昌二君） 済みません。私、教育民生の委員会で、この件が審議、また調査されると思いますけど、ちょっと一般的なことですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、独居老人のおうちをずっと回っておりますが、特にお年の方が一番気にしておられるのがですね、こうした施設の入居条件等々について、いろいろと質問があるわけです。みやすく、若い子は帰ってこない。あるいはなかなか一緒に生活できないということですね、やはり、最終的にはこういう施設を選ばなければならぬのだろうというようなですね、不安な気持ちを抱いておられるお年寄りが結構あります。

そこでですね、私、議案の15の1のところの説明が前回ある会議でありましたが、多額の経費が要るのでというようなですね、説明がちょっとされたのを記憶しております。きょうはですね、この市長さんの説明、提案説明の中で、老朽化云々で、そして廃止するということではありますが、私が聞きたいのはですね、その後段にあります高齢者福祉事業については、今後、委託事業として実施をする予定でありますというように聞いてありますが。ここをですね、ここをまた委員会でもお聞きするようになると思いますけども、これはですね、一般的なことですね、どのような方法でお年寄りをそういう施設に入所というか、される予定があるものか。そして現在ですね、既に市内には、たくさんのそういう施設があります。そうしたところとも既にですね、具体的に事が進んでおるものかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

老人福祉センターの設置及び管理に関する条例ですが、そこで行う事業につきま

しては、老人生活相談及び健康相談に関する事。それから、老人生業及び就労の指導に関する事、老人の機能回復訓練に関する事、老人の教養の向上及びレクリエーションに関する事、それから、老人クラブの育成に関する事等であります。そこは施設ではございませんので、皆さんに健康な老人の方になると思うんですが、利用していただいて、クラブ、老人クラブとか、それから趣味の会とか、そういう事業を行ってる施設っていうことであります。そちらに美祢市老人福祉センターございますが、そちらの施設を今回廃止するという条例です。

高齢福祉事業につきましては、今後、移転した先ですね、そちらのほうで同じように事業者へ委託して、そういう事業をやっていただくということにしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 山本議員。

15番（山本昌二君） ありがとうございます。先ほどのですね、この説明では、いわゆる有線テレビっていいですか、見ておられる方はですね、僕のような誤解を抱くようなこと受けられる方もあろうと、将来不安を抱かれることがまたあろうと思ひましてですね、ここで、今、部長さんのそういう説明を受けて安心しました。ぜひですね、お年寄りは大変な、美祢市をつくっていただいた、築いていただいた方々ばかりでありますので、ぜひ、この件ですね、市長さん、よろしく願いをいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第16号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第17号第一次美祢市総合計画基本構想についての質疑を行います。質疑はありませんか。西岡議員。

11番（西岡 晃君） それでは、第一次美祢市総合計画ということで、この冊子

をいただいて読んだわけですが、大変よくまとめられていると思いますが、市民の方々からですね、よく聞かれる点をピックアップし、市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思いますが。

この総合計画の68ページ、69ページに住環境の整備と定住促進ということで、具体的な施策展開をするということで謳っておられますが、特にですね、「来福台」の土地が、分譲地がまだかなり残っておるということで、よく市民の方々、今後どういうふうな販売戦略を考えて販売していくのかということをよく聞かれます。いろいろ議員の方とも話をする中で、いろいろな皆さんお考えをお持ちだと思います。そういった中で、やはり、一つの方向性として、市長がどういうふうに今、この「来福台」の販売を考えておられるのかということをまずお聞きしたいのと。

その次にですね、公営住宅の整備ということで、この文言の中にも書いてありますが、「新しい形の公営住宅の整備運営についても検討します」ということで、具体的に新しい形、どのような新しい形があるのかなという件も含めてですね、今後、そういった「来福台」の活用も生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺、今、市長がどのようにお考えなのか、お聞かせ願えればというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 西岡議員の御質問ですが、今の「来福台」の販売戦略ですが、私の中、頭の中にもありますけど、美祢市土地開発公社がその任を請け負って、今、鋭意販売をやっているところです。今、隣にありますので、副市長が理事長ですから、理事長の権限を私が侵しちゃうけんから、理事長に私は相談をするけど、一応、理事長に後ほど答えてもらったほうが適当でしょう。はい。

それと、今の新しい市営住宅のあり方ということですが、今の市営住宅というのは、官設官営、ですから、市が公金を使って、つくって、市が運営をするという方法ですけども、これからですね、民間活力の活用ということも必要であろうというふうに考えております。ですから、この新しい形というのが建物の形を新しくするということじゃなしに、その方法論ですね、いろいろ模索をしていきたいというふうに考えておるということです。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 林副市長。

副市長（林 繁美君） 「来福台」の土地開発公社ということで、私のほうから答えさせていただきます。

現在、「来福台」の分譲状況をまず申し上げたいと思います。ことしの10月31日現在でございますが、一般住宅、分譲区画が748、契約が539ということになってます。それで21年度の契約件数ですが、この10月末で市内の方2件ということでございます。こういった最近の景気の状態ですので、やはり、契約というのが伸びてないというのが原因です。それと、やはり、土地開発公社がやっておりますので、民間と違って、土地の価格をまた設定しかえるとかいったことは難しくなっております。販売については、住宅メーカー、ハウスメーカーの力を借ることがもう絶対欠かせないところでありますので、これから販売促進会議というものもありますので、いろいろな過去イベント等を組んで販売をしたこともありますので、そのようなもろもろのことを取り入れてですね、販売の促進を図りたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡議員。

11番（西岡 晃君） ありがとうございます。今のお話でありました、土地開発公社なので、なかなか値段設定を変動することが難しいというお話ですが、やはり、今、副市長のお話の中にもありましたとおり、現在、景気が低迷しておるということと、また、販売当初より土地の価格がですね、路線価がかなり美祿市においても下がってきておるといった実情を踏まえたですね、価格の設定の見直しも必要じゃないかなということ。また、あと売り方についてもですね、ただ売るというだけでなく、何らかのアイデアを取り入れてですね、販売促進の一助にしていればというふうに思っておりますので、その辺の販売戦略の中でもですね、そういった議論をしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願います。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 第1回の新市の総合計画審議会のときに市長さんのごあいさつがありました。10年先の新市を見据えて、市民の英知を集めて、この指導計画をつくるのだというごあいさつがあったと思います。確かに、拝見いたしまして、あるいは歩みと、この作成に当たって、私どももかかわってきたわけですが、市民

の意識調査、あるいは小中学生と高校生のアイデア募集、それから美祿市の出身者によるアンケート調査、それから若者によるワークショップ等々、そして各地域の審議会の委員の方の意見、それから部会の意見を集結して、これをおつくりになったと思います。当初の目的をしっかりと反映した御計画であると、考えたと思いますが、そう判断をいたしてよろしゅうございますか。

それを踏まえて質問なんですけれども、子供たちが、小中高校生のアイデアが、その中には夢もあり、あるいは実現可能なものもあるなというふうに読みとったのですが、具体的には、この計画の中にどのように反映されているだろうかということが1点。

それから、例を挙げまして、市民の意識調査の中で、非常にこの新市に要望することで大きかったのが公共交通だと思うんですけれど、その現状が62ページのところに公共交通の充実というところの項目に上げられております。その現状値が81%満足度ということで、これが5年後の目標値が15.0%ということになっております。その目標値を設定する、設定をされる基準ていいますか、それはどのように考えられて、この基準になったのかということ、まずお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 金子総合政策部次長。

総合政策部次長（金子 彰君） 布施議員の御質問にお答えをいたしたいと思いません。

まず、第1点目の小中高生のアイデアがどのような形でこの計画に反映されたのかということでした。この計画につきましては、今、布施議員おっしゃいましたように、市民の皆さまのいろいろな形での御参画、審議会をしかり、地域審議会もそうですし、またアンケート、そういったものも網羅をいたしまして、この計画を策定をいたしたものでございます。従いまして、市民の皆さまという形での計画を設定をさせていただきました。市民の皆さまが主体になって、この計画を作成していただくということで、具体的な小中高生のアイデアにつきましては、大変幅広い計画でございますので、ここにどうこうということはこの場では申し上げることはできませんけども、市民皆さまのお考えをすべてとはいきませんが、広くくみ上げて作成をいたした計画であるということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、もう1点の公共交通の目標値の設定ということでございますが、

62ページ、63ページということで、現状値が8.1%ということで、この満足度が大変低いということで市民アンケートのほうからも出ております。これを目標値15%、5年後でございますけども、15%に設定をいたしております。これ、いろんなページにその目標値が設定をされておるわけでございますが、これにつきましては、明確な設定基準というものがございません。この現状値に合わせまして、今後5年間の主な事業を行うということが、この基本計画の中には書かれておるわけでございますが、これを実施した場合には、このぐらいの目標値が得られるということで設定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） 子供たちのアイデアや夢は、直接にはここに、具体的には出ていないということですが、今から具体計画が、具体施策が作成されるんですよ。それで、その中に、あなたのアイデアを採用しましたよ、今の子供たちがもう10年もすれば、しっかりと美祢市のことを担っていく成人になっていくわけですから、せっかく子供たちのアイデアを取り上げたんですから、何らかの形で、それに参画をした喜びというか、そういうようなものを取り上げていていただきたい。それが目に見えるような形で実施計画をあげて行って、それをつなげていていただきたいというふうに思います。

以上、希望を述べまして質問を終わります。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 基本計画については、大変総合計画については、これからの市政運営に大変役立つのではなかろうかと。また非常に現状分析をし、10年後の姿についても、それなりの一つの目標を掲げておられます。私のちょっと危惧するのは、例えば、122ページの学校教育、人材育成。この点については、特別、私は危惧しておるわけです。というのはどういうことかということ、現状と課題というところにも児童・生徒数の減少が予想される中で、これに対応する教育環境の整備ということが謳われていますが、これは山口県の中でも美祢市の児童・生徒数の減少は極端なほど急激に進んでおるわけです。30校の学校の6割以上は児童・生徒数50人未満という、もうすぐさまにも何らかの教育環境整備に対応しなくてはならない。そういう実態があると。親は親で、子供の学力、これをどのようにして

向上させていただきたいかと、そのための学校選択等の進路状況等を見ますと、これは私の一般質問で具体的に数値を上げて質問いたしますが、そういう厳しい現状に対して、10年後の姿はどうなるかっていったら、そのところは一切、数的な面、具体的な対応の面があらわれていない。そういう切実な現状に対して、将来、子供の教育については、こういう面で一つ、美祢市には誇り得るものがあるんだと、こういう姿にしたいという、そういう夢や展望がちょっと不足してるんじゃないだろうか。いわば、学校は30校あるけれども、ほとんどの学校は、今年も3校は入学児童ゼロと、今後ともこういった傾向は数校増えていく。そういうことが予想されております。中学校においても50人未満のこの学校でクラブ活動や学力増進、とても不安を感じておられます。そういう現実に対して、10年後はどういう一つの環境整備、いわゆる教育にかかわる環境整備、これを条件整備をどうしていくかという、そういう姿がとても、この計画書の中にはあらわれてないのに少し不安を感じてる。このあたりについて見解を、これは市長ですか、教育長ですか、尋ねたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 河本議員が危惧しておられることはね、ごもっともです。今、小学校が22校、中学校が8校ということで、この総合計画書に書いてあるとおり、ことしの5月現在で2,165人、児童・生徒数がですね。それを単純に30で割ると1校当たりの平均的な数値が出ると思います。非常に人数で言う小規模校が多いということですね。これは県内、他市の中でも、こういうふうな中山間の小さな市と、それから町が二つ合併したところですから、人口規模に対してですね、大人も含めてですよ。この小学校、中学校の数の多さというのは、私もね、市長会で話をさせていただくと、びっくりされます。よく維持しておられる。非常にコストが高いでしょうというふうに言われますね。この今の計画書の123ページのほうに書いてありますようにね、具体的施策の展開というところで、なぜ、これが10年後の学校数とかですね、記載してないかということなんでしょう。恐らくね。ここに書いてあるのが、「市内の小中学校の適正配置については児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化などを踏まえて、地域の意向を取り入れながら対応します」ということで結んでおるわけです。これは地域審議会のいろんな思い、それから計画を作っていたいただいた協議会のもので、御意向を踏まえておるということですね。ですか

ら、それぞれの地域におかれても、それから全体を考えていただいた協議会のほうでもですね、今現在で、例えば、小学校が22校あるのを15校にするとか、10校にするとかという話が出てしまうと、非常に地域に混乱をもたらすということが危惧されるということ。今、おっしゃったようにね、子供の学力のこととか、いろんなことがあります。それからコミュニティ力とかですね、ありますね。しかしながら、その学校というのが非常に長い期間、その地域のセンターの機能を果たしておるといって、その学校機能がなくなるということが、その地域の崩壊をつながるということを懸念されておられる市民の方もたくさんいらっしゃるということ。ですから、どういう方向で、ですから、こちらを考えれば、こちらが立たないと。いろんな側面を持ってます。この学校統廃合ですね。河本議員、御承知のようにね。ですから、その辺のバランスをよく考えながら、どうしても、この統廃合を進めるときには地元の御了解がいるんです。御理解が。ですから、それを丁寧に、一つ、一つクリアをしながら、やっていく必要があるということをお話の中で、大きな話で書いてあります。ですから、それを踏まえた上で、これを踏まえた上で、これから、この市はですね、今、教育長がこの私の話を恐らくフォローしてくれると思いますけど、大きな流れとして、そういうふうなスタンスで我々はこちらで行こうとしておる。具体的なことは　ちょっと教育長、話す。（笑声）

私だけで済みますかね。やる。うん、じゃあ、ちょっと。

議長（秋山哲朗君）　永富教育長。

教育長（永富康文君）　河本議員の御質問でございますけども、ここにございますような学校の整備ということにつきましては、市長さんがお話あったとおりに思いますけども、今の現状を見まして、確かに小規模の学校が多ございますが、小規模の学校はそれなりに子供たち一人ひとり大切に、きめ細やかな教育を行っております。学校を訪問しておりますと、大変、子供たちが素直に心身ともに成長しておるといふふうに思っております。ただ、それがいつまでも続けられることなんか、そういうふうな子供たちの成長は確かに評価すべきだと思いますけども、コミュニケーション能力とか、社会性の育成とかいふふうな、いろんな課題もございまして、あるいは多人数で切磋琢磨するとかいふこともまた必要だと思いますが、その辺のことは、こちらとしましても、いろんな問題につきまして検討しながら、さらにまた地域の方々の御意見も聞きながら、慎重に対応してもらいたいと、

参りたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 市長の思いはよくわかります。やはり、地域振興に係わり、住民の願いに係わるものには、丁寧に対処すると。その姿は私は大変大事だと思う。しかし、この計画においては、ある程度の方向性の必要性についてだけは、私は記述したり、また市民に問題提起をする必要があるんじゃないかなろう。今、教育長自身が小規模の利点も言われました。それは長所もあり、短所もあります。しかし、人間形成において、一つの集団の中で切磋琢磨しながら自己成長なし遂げるには、集団はなるべく大きいほうがいい。個々の学力については少人数にやる、個に徹した教育を施すのが一番理想です。しかし、財政の問題もありましょう。いろいろ諸条件ございますので、どれがベターということは言いませんが、そういう課題に対処する姿勢だけは新市の基本計画の中に総合計画の中にきちっとキープする。これは私は現実に対処する姿ではなかろうかと、こう受けとめておりますので質問したわけです。回答は要りません。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） ちょっとお尋ねしたいんですが、161ページか。162ページからととってもいいですね。ここで使われている「協働のまちづくり」で、「協働」の「働」の字の「働く」という意味なんですが、今までほとんど「同じ」という漢字を使ってきたんじゃないかと思うんですが、あえて、この「働く」という意味を使われた趣旨を若干説明していただきたいと思います。なぜなら、私、協働という、「働く」ということについては長い間テーマにしてきたんですが、この中身を見るとですね、中身を見ると、少なくとも、この「協働」というのは「同じ」というほうのほうがふさわしい中身になってるんじゃないかと、ふと思ったので。ちょっとお尋ねしてみた。よろしく。

議長（秋山哲朗君） 金子次長。

総合政策部次長（金子 彰君） 南口議員の御質問でございます。協働のまちづくりという「働」の字が「同じ」である、「同じ」のほうが一般的ではないかというような御指摘だったろうというふうに思います。

最近といいますか、「共同」というのを、私ども理解といたしましては、「同」とは同じ「同」ということですが、「一緒に」というよりも、「一緒にな

る」というような意味合いではないかというふうに考えております。官民それぞれは「一緒」ではなくて、「一緒になって」という意味が「ともに働く」という意味ではないかというふうに理解をいたして、この文言、文字のほうを使わせていただきました。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 広辞苑と言う辞書がありますので。日本語ちゅうのはなかなか難しゅうて、いろいろ理解や解釈は違う場合があるんですね。広辞苑によればですね、「協どう」というのが「同じ」というときと、「働く」というときと違ってですね、英語で長く書いてあるんですが、それは省略しまして、協力して働くことという意味合いになってる。ぜひ、即答でなければ、今後よく検討していただいて、これ総務ですかいね。これ全部の委員会かいね。（「総務企業です」と呼ぶ者あり）うん。（「総務企業」と呼ぶ者あり）総務ですね。じゃあ、ぜひ、後日にしてもいいんですが、たまたま宇都宮市ちゅう市がありますかね。市長、この宇都宮ちゅう市があったですね。たまたまそちらのほうに勉強がてらに市役所に寄らせていただいたら、たまたま、それに似た「共存まちづくり条例」というのがありまして、それが条例化されている。それをふと見たところ、働くということの意味は労働の意味合いだと。一緒に、市民と一緒に働くということになれば、公務員はさっきも申したように、住民に奉仕者として、その地位や身分、賃金、労働条件も含めて手厚く保障されなければならないし、保護されなきゃならない。ところが市民のほうはですね、それこそ、今から、冬が来て、雪が降って、北風吹いてですね、年末年始には寒い人生をですね、厳しく過ごすような状況が訪れるんじゃないかと。経済の情勢、地域経済や企業なんか、相当そういう中にありながら。ですから、協力して、同じようなことをするというならわかるんですが、同じように働くということになれば、働くことは生産性が伴う。しかも、富の分配は公平でなければならない。こういう原則がありますので、ぜひ、この働くという意味合いを持たれるならば、提案されている中身は、ちょっとこう観光事業の辺を一部除くと、ほとんどボランティア、ボランティア、ボランティア。このボランティアが、ボランティアという言葉の用語の言語になりますと、私は話が長うなりまして、手短にしますと、美祢市の解釈で言えあ、無償の愛の提供。片や住民の奉仕者として手厚く保護。そ

の中で「協どう」が「同じく」なら、意味がわかるんですが、「協どう」、「働く」ということになれば、先ほど申したように、生産性が生みだす富の公平な分配を求める人が出て当たり前であるし、ですから、日本語は難しいので、ぜひ、その辺のところは所管の委員会でゆっくり議論はしたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第18号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第19号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今、議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議員提出議案第2号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

これは本日提出するものであり、賛成者は荒山光広議員、布施文子議員、佐々木隆義議員であります。

美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年美祢市条例第241号）の一部を次のとおり改正するものと。

美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年美

祗条例第241号)の第4条中、「100分の140」とあるは「100分の160」を「100分の120」とあるは「100分の145」に、「100分の160」とあるは「100分の175」を「100分の150」とあるは「100分の165」に改めると。附則として、この条例は、公布の日の属する月の翌日の初日、公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第4条の改正規定「100分の140」とあるは「100分の165」、「100分の125」とあるは「100分の145」に改める部分に限るは、平成22年4月1日から施行します。

以上でございます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長(秋山哲朗君) これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今、議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出議案第2号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出議案第2号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは2時15分から議員全員協議会を開催いたします。協議事項は議会報告、その他であります。御出席のほどよろしくお願い申し上げます。
大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後1時59分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年11月30日

美祿市議会議長

秋小哲朗

会議録署名議員

南口章夫
安富法明

”